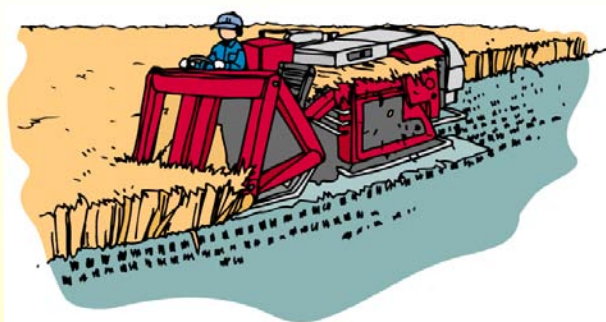
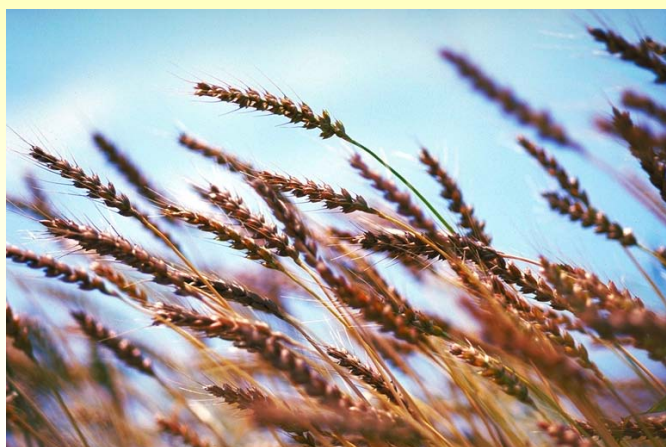


支援策活用ガイド

～組織運営に役立つ支援策を準備しています！～



平成22年度予算において準備している各種支援策のうち、集落営農組織の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

【お問い合わせ先】

事業の内容や申請手続については、農林水産省の本省・地方農政局・地方農政事務所の「水田・畑作経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)か、都道府県・地域担い手育成総合支援協議会(県・市町村・JA)に、お気軽にお問い合わせください。

目 次

ページ

経営の安定等	1	水田を有効活用し、経営を安定させたい。	1
	2	土地利用型作物経営を安定させたい。	2
	3	中山間地域で農業生産活動を継続させたい。	3
	4	農地等の保全に取り組み地域を元気にしたい。	3
規模の拡大	5	農地の規模拡大を円滑に進めたい。	4
	6	農地をまとめて規模拡大したい。	4
	7	集落内の耕作放棄地を解消したい。	5
人材の確保	8	就農希望者を雇いたい。	5
集落営農の法人化	9	集落営農を法人化したい。	6
	10	集落営農の組織化・法人化に必要な機械を整備したい。	6
	11	将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい。	6
機械・施設の導入	12	農業用機械・施設を新たに導入したい。	7
組織の立ち上げ	13	中山間地域で農地の維持管理を担う組織を作りたい。	8
	14	基盤整備を契機に、集落営農組織を作りたい。	8
資金の確保	15	低利な融資を受けたい。	9
	16	できるだけ早く資金を借りたい	9
(参考)		集落営農等に参加する際の農業者年金の扱い	10

1 水田を有効活用し、経営を安定させたい

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
- ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成
を内容とする戸別所得補償モデル対策を実施します。

水田利活用自給力向上事業

支援内容

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

<交付単価等>

① 戦略作物

- ・ 麦、大豆、飼料作物 35,000円 /10a
- ・ 米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲 80,000円 /10a
- ・ そば、なたね、加工用米 20,000円 /10a

② その他作物 : 都道府県単位で作物ごとに単価を設定

③ 二毛作(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ) : 15,000円 /10a

※ 従来対策に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、必要に応じて交付単価の調整を行う激変緩和措置を講じます。

※ 米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象となります。

米戸別所得補償モデル事業

支援内容

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

<交付単価等>

- ・ 標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分として、10a当たり15,000円を助成します。(定額部分)
- ・ 当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付金を助成します。(変動部分)

※ 米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるものが助成対象となります。また、交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

<事業名: 戸別所得補償モデル対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地域水田農業推進協議会、地方農政局・農政事務所
(加入申請受付期間: H22/4/1~H22/6/30)

2 土地利用型作物経営を安定させたい。

水田・畑作経営所得安定対策に加入するためには、集落営農組織の経営面積が原則として20ha以上である必要がありますが、農地が少ない場合や生産調整に取り組んでいる場合等の特例も設けています。これらに該当しない場合でも、地域の担い手と市町村が認めた組織は加入できます。

収入減少影響緩和対策

支援内容

米の販売価格の下落等で収入が減少した場合には、収入減少の9割を補てんします。

米・麦・大豆等の品目ごとの平均収入（標準的収入）と当年産収入の差額を合計した結果、減収している場合には、その減収額の9割について、加入者と国による拠出金の範囲内で補てん金が受けられます。

(注) 米戸別所得補償モデル事業（米のモデル事業）に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除して収入減少影響緩和対策の補てん額を算出します。

生産条件不利補正対策

支援内容

販売収入だけでは生産コストを賄うことができない麦・大豆等を対象に、生産コストと販売収入の差を補てんします。

<過去の生産実績に基づく交付金（固定払）>

16年～18年の過去3年間の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産実績に応じて、市町村別の交付単価による交付金が受けられます。

<毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）>

毎年の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産量・品質に応じて、全国一律の交付金単価による交付金が受けられます（小麦1等Aランクの場合、60kg当たり2,110円など）。

<事業名：水田・畑作経営所得安定対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所（加入申請受付期間：H22/4/1～H22/6/30）

作付拡大条件不利補正交付金

支援内容

水田・畑作経営所得安対策の固定払（過去の生産実績に基づく支払）の助成対象とならない19年産以降の麦・大豆等の作付拡大面積に応じて、固定払相当額を助成します。

<交付単価>

・小麦	27,600円 /10a
・二条大麦	20,900円 /10a
・六条大麦	18,200円 /10a
・はだか麦	23,600円 /10a
・大豆	20,200円 /10a
・てん菜	27,600円 /10a
・でん粉原料用 ばれいしょ	27,600円 /10a

<事業名：作付拡大条件不利補正交付金>

【お問い合わせ先】最寄りの地域水田農業推進協議会、または担い手育成総合支援協議会

3 中山間地域での農業生産活動を継続させたい。

中山間地域等において農業生産活動が維持できるよう交付金を交付します。

支援内容

平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等（集落協定等の締結が必要）に対して交付金を交付します。

急傾斜（1/20以上）の「田」であれば、10a 当たり最大21,000円を交付するほか、規模拡大、土地利用調整、特定農業法人の設立などに取り組む場合には、別に加算（10a 当たり500～4,500円）が受けられます。

<事業名:中山間地域等直接支払制度>
【お問い合わせ先】最寄りの市町村

4 農地等の保全に取り組み地域を元気にしたい。

集落等を単位として、農地・農業用水等や農村環境の保全に取り組む共同活動、環境にやさしい先進的な営農活動を、総合的に支援します。

支援内容

- 農業者だけでなく地域住民など多様な主体が参画して、畦畔の草刈りや農業用水路の清掃・補修等の活動と景観形成などの農村環境の保全向上活動について、地域ぐるみで取り組む場合、一定の額を助成します。<共同活動支援>
- さらに、環境保全型農業（化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な取組等）に取り組む場合、掛かり増し経費として一定の額を助成します。<営農活動支援>

<共同活動支援>

活動を行う区域の農地面積に応じて、例えば、水田は、4,400円/10a（都府県）、3,400円/10a（北海道）の交付が受けられます。

<営農活動支援>

先進的な取組を行った面積に応じて、例えば、水稻で6,000円/10a、麦・大豆で3,000円/10aの交付が受けられます。

<事業名:農地・水・環境保全向上対策>
【お問い合わせ先】最寄りの市町村



5 農地の規模拡大を円滑に進めたい。

農地の利用調整に関する相談に応じます。

支援内容

農地の規模拡大をしたい者等から農地の取得等の申出があった場合、農業委員会が、農地のあっせん等の農地の利用調整活動を行います。
(※このような農業委員会の活動を国が支援しています)

また、農業者等の皆様が、農地に関することで困ったことがあった場合には、相談に応じます。

<事業名:農地制度実施円滑化事業費補助金>
【お問い合わせ先】最寄りの農業委員会



6 農地をまとめて規模拡大したい。

農地をまとめる活動を支援します。

支援内容

農地利用集積円滑化事業により6年以上の利用権が設定された農地の面積に応じて交付金(2万円/10a)が、農地利用集積円滑化団体(市町村、市町村公社、農協等)に交付されます。

交付金は、農地利用集積円滑化団体の判断により、農地の貸し手・借り手の取組参加に対する奨励金にも活用できます。

また、農地の受け手が引き受けた農地を耕作するために必要な小規模基盤整備(畦畔除去等)、特定農業法人の農業資材購入等の経費を助成します。

<事業名:農地利用集積事業> 【お問い合わせ先】最寄りの市町村、農協

7 集落内の耕作放棄地を解消したい。

耕作放棄地の再生・利用のための活動を支援します。

支援内容

荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農道、農業用機械・施設等）の整備等を総合的に支援します。

<支援例>

①再生利用活動

- ・再生作業：荒廃の程度に応じ3万円/10aまたは5万円/10a、荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う場合、経費の1/2（沖縄は2/3）
- ・土壌改良：2.5万円/10a×最大2年間
- ・作物作付：2.5万円/10a×1年間（水田を除く。）

②施設等補完整備

- ・用排水施設、農道、農業用機械・施設等の整備に対して経費の1/2（沖縄は2/3）
（農業用機械・施設の支援対象となる農地は再生した耕作放棄地に限る）

<事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策>【お問い合わせ先】地域耕作放棄地対策協議会又は市町村

人材の確保

8 就農希望者を雇いたい。

新規就農者を雇用しようとする組織を支援します。

新規就農を希望する者と組織とのマッチングを行うための就農相談会を開催します。

また、農業者が、就農希望者を雇用して実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、研修に要する経費（最大で月9万7千円）を最長12ヵ月間助成します。

助成金を受けるためには、就農希望者を正社員として雇用し、保険（雇用・労災）に加入することなどの要件を満たす必要があります。

<事業名：農の雇用事業>

【お問い合わせ先】全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>
(TEL:03-6910-1126) または各都道府県の農業会議



9 集落営農を法人化したい。

中山間地域における集落営農の法人化に必要な活動を支援します。

支援内容

集落内の共同活動の一環として、交付金を、農地の維持・管理を担う集落営農の法人化に必要な計画づくり等に活用することができます。

急傾斜（1/20以上）の「田」であれば、10a当たり最大21,000円を交付するほか、規模拡大、土地利用調整、特定農業法人の設立などに取り組む場合には、別に加算（10a当たり500～4,500円）が受けられます。

<事業名：中山間地域等直接支払制度>
【お問い合わせ先】最寄りの市町村

再掲

10 集落営農の組織化・法人化に際し、機械を整備したい。

集落営農の組織化・法人化に必要な共同利用機械の整備を支援します。

支援内容

集落営農の組織化・法人化に際して必要となる共同利用機械の導入に係る経費の1/2以内を助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、500万円を国庫で助成します。

<事業名：経営体育成交付金（集落営農補助事業）>
【お問い合わせ先】最寄りの市町村

★ 法人化することによって得られるメリットです ★

11 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい。

水田・畑作経営所得安定対策の交付金等を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る法人を税制面から支援します。

支援内容

農業経営改善計画等に従って、対象の交付金等を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを活用して農地等を取得した場合等には、税制上の特例措置が受けられます。

交付金等は、原則、法人課税の対象となりますが、この特例を利用して準備金（内部留保）や農業用固定資産の取得等に充てると課税が繰り延べられます。

※ この特例の適用を受けるためには、青色申告により確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、農林水産大臣の証明書等の添付が必要となります。

<事業名：農業経営基盤強化準備金制度>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所

12 農業用機械・施設を新たに導入したい。

➡ 農業用機械・施設のリース料の一部を助成します。

支援内容 経営改善・発展を計画的に促進するために必要な農業機械等をリース方式により導入する場合に、リース料のうち物件購入相当の1/2以内を助成します。

例えば、総額700万円のトラクターを7年リースで導入する場合、年間100万円のリース料が50万円になります。

<事業名: 農業畜産業機械等リース支援事業(経営体育成型)>

【お問い合わせ先】 最寄りの農政局、農政事務所

※事業実施主体を現在公募選定中ですので、決まり次第お知らせします

➡ 農業用機械・施設等の取得費を助成します。

支援内容 経営規模の零細な農家が多くを占める地域等(経営体育成緊急地域)及び沖縄県において、意欲ある多様な経営体の育成に必要な農業用機械・施設等を導入する場合、最大1/2(機械は最大1/3、沖縄県は最大2/3)の補助を行います。

経営体育成緊急地域とは、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha(北海道は2ha)未満、かつ、農地面積が0.5ha(北海道は2ha)未満の農家が5割以上を占める地域等です。

<事業名: 強い農業づくり交付金(特定地域経営支援整備)>

【お問い合わせ先】 最寄りの市町村

➡ 融資で農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

支援内容 主に融資を活用して、農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の10分の3までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額(1,000万円)の10分の3となる300万円の範囲内で助成します。

※ 助成率は、整備費に占める融資率や経営体の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。

また、助成限度率は最大3/10となっています。

<事業名: 経営体育成交付金(融資主体型補助)>

【お問い合わせ先】 最寄りの市町村



農業用機械・施設を導入する際は、収支計画や営農計画を立てましょう!

13 中山間地域で農地の維持管理を担う組織を作りたい。

中山間地域における集落営農の組織化に必要な計画づくり等を支援します。

支援内容

集落内の共同活動の一環として、交付金を、集落内の農地の維持・管理を担う集落営農の組織化に必要な計画づくり等にも活動することが可能です。

急傾斜（1/20以上）の「田」であれば、10a当たり最大21,000円を交付するほか、規模拡大、土地利用調整、特定農業法人の設立などに取り組む場合には、別に加算（10a当たり500～4,500円）が受けられます。

<事業名:中山間地域等直接支払制度>
【お問い合わせ先】最寄りの市町村

再掲

14 基盤整備を契機に、集落営農組織を作りたい。

基盤整備を契機に、集落営農組織に農地を集積する場合に支援します。

支援内容

区画整理、農業用排水施設等の生産基盤の整備を支援します。また、集落営農組織の立ち上げや土地利用調整の話し合いにかかる経費の支援、基盤整備に係る農家負担金に充当するなど、様々な活動を支援します。

集積の実績に応じ、最大で事業費の7.5%分の促進費を支援します。



<事業名:経営体育成基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、水利区域内農地集積促進整備事業>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

農用地利用集積等が一定以上になることが見込まれる場合、基盤整備等に係る農家負担金について5/6を限度に無利子融資します。

<事業名:経営体育成促進事業(担い手育成農地集積事業)>
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

15 低利な融資を受けたい

➡ 農業機械や施設等の取得に必要な資金を低利で融資します。

支援内容 経営改善に必要な施設資金や長期運転資金を長期かつ低利で融資します。

<資金名>経営体育成強化資金、農業近代化資金
【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

チャレンジ性のある取組に対して無利子で融資が受けられます。

支援内容 5年後以内の法人化などを目標とする一定の要件を満たす集落営農組織が、創意と自主性を生かし新たにチャレンジする取組に要する経費を無利子で融資します。

<資金名>農業改良資金
【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA等融資機関、普及指導センター

16 できるだけ早く資金を借りたい

➡ 少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

支援内容 農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人による融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

<資金名>農業近代化資金
【お問い合わせ先】最寄りのJA、都道府県、市町村、普及指導センター

(参考) 集落営農等に参加する際の農業者年金の扱い

農業者老齢年金を受給されている方

農業者老齢年金を受給されている方が、集落営農（任意組織）や法人に参加しても、農業者老齢年金は支給停止になりません。

経営移譲年金を受給されている方

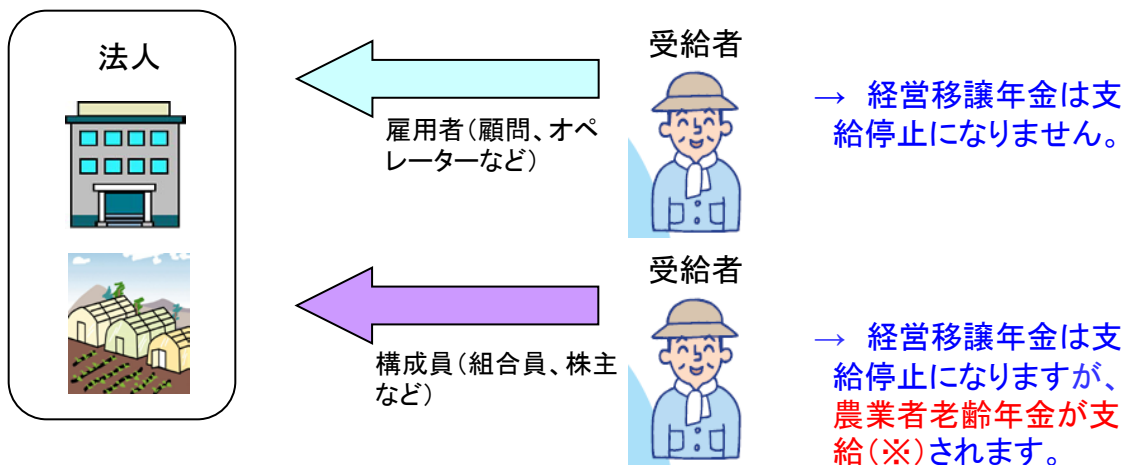
集落営農（任意組織）に参加される方

経営移譲年金（後継者等に農地等の権利を移転するなどにより農業経営を引退した者が受給する年金）の受給者が集落営農（任意組織）に参加しても、農地の名義は変わらないので、経営移譲年金は支給停止になりません。

法人に参加される方

経営移譲年金の受給者が、法人に雇用者（顧問、オペレーターなど）という形で参加する場合は、農業経営を再開したことにはならないので、経営移譲年金は支給停止になりません。

ただし、経営移譲年金の受給者が、法人の構成員（組合員、株主など）となる場合は、農業経営を再開したことになり、経営移譲年金の支給は停止されますが、代わりに農業者老齢年金を受給することができます。



※保険料納付済期間等によって異なりますが、農業者老齢年金は経営移譲年金に比べて、3割程度低い水準になります（平成20年3月末現在の平均年金額）。

（注）農業者年金に関する詳しい内容については、最寄りの農業委員会へお尋ねください。

農業担い手メールマガジンのご案内

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。

平成20年度より内容を一新して、農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

[対象]

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

[内容]

下記のような内容を中心に、メールマガジンに対するご意見・ご質問を踏まえながら、読者の方々に関心が高い特定のトピックスについて、特集を組んでいくことも考えています

- 行政担当者から現場の農業者の方々へのメッセージ
- 新規事業の紹介
- 事業活用に向けたワンポイント・アドバイス
- よくあるご質問に対するQ&A

[配信頻度] 月2回

[配信手続]

配信申し込みページは、各種検索エンジンから「農業担い手メールマガジン」で検索してください。申し込みページにつながります。

(http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html)

農業担い手メールマガジン

検索

「支援策相談窓口」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

都道府県

担い手協議会

地方農政局・農政事務所農政安心ダイヤル

	事務局等連絡先	電話番号	名 称	電話番号
北海道	北海道農業会議	011-281-6761	北海道農政事務所	011-642-5462
青森県	青森県農業会議	017-774-8580	青森農政事務所	017-775-2151
岩手県	岩手県農業会議	019-626-8545	岩手農政事務所	019-624-1125
宮城県	宮城県農業会議	022-275-9164	東北農政局	022-221-6241
秋田県	秋田県農業会議	018-860-3540	秋田農政事務所	018-862-5720
山形県	山形県農業担い手支援センター	023-641-1117	山形農政事務所	023-622-7247
福島県	福島県農業会議	024-524-1201	福島農政事務所	024-534-4145
茨城県	茨城県農業会議	029-301-1236	茨城農政事務所	029-221-5501
栃木県	栃木県農業協同組合中央会	028-626-2345	栃木農政事務所	028-633-3314
群馬県	群馬県農業会議	027-280-6171	群馬農政事務所	027-221-1181
埼玉県	埼玉県農業会議	048-829-3481	関東農政局	048-600-0113
千葉県	千葉県農業会議	043-222-1703	千葉農政事務所	043-224-5617
東京都	東京都農業会議	03-3370-7145	東京農政事務所	03-3214-7321
神奈川県	神奈川県農業会議	045-201-0895	神奈川農政事務所	045-211-7175
山梨県	山梨県農業会議	055-228-6811	山梨農政事務所	055-226-6611
長野県	長野県農業会議	026-234-6871	長野農政事務所	026-233-2990
静岡県	静岡県農業会議	054-255-7934	静岡農政事務所	054-246-6121
新潟県	新潟県農業会議	025-223-2186	新潟農政事務所	025-228-5281
富山県	富山県農業会議	076-441-8961	富山農政事務所	076-441-9307
石川県	石川県担い手育成総合支援センター	076-257-7141	北陸農政局	076-232-4343
福井県	福井県農業会議	0776-21-0010	福井農政事務所	0776-36-1790
岐阜県	岐阜県農業会議	058-268-2527	岐阜農政事務所	058-271-4044
愛知県	愛知県農業会議	052-962-2841	東海農政局	052-201-7271
三重県	三重県農業会議	059-259-0860	三重農政事務所	059-228-3151
滋賀県	滋賀県農業会議	077-523-2439	滋賀農政事務所	077-522-4273
京都府	京都府農業会議	075-441-3660	近畿農政局	075-414-9101
大阪府	大阪府農業会議	06-6941-2701	大阪農政事務所	06-6943-9691
兵庫県	兵庫県農業会議	078-361-8110	兵庫農政事務所	078-331-9951
奈良県	奈良県農業会議	0742-22-1101	奈良農政事務所	0742-23-1281
和歌山県	和歌山県農業会議	073-432-6114	和歌山農政事務所	073-436-3832
鳥取県	鳥取県農業会議	0857-20-3670	鳥取農政事務所	0857-22-3131
島根県	島根県農業会議	0852-22-4471	島根農政事務所	0852-24-7311
岡山県	岡山県農業会議	086-234-1093	中国四国農政局	086-224-9414
広島県	広島県農業協同組合中央会	082-544-3745	広島農政事務所	082-281-2115
山口県	山口県農業会議	083-923-2102	山口農政事務所	083-922-5405
徳島県	徳島県農業会議	088-621-3054	徳島農政事務所	088-622-6131
香川県	香川県農業会議	087-812-0810	香川農政事務所	087-831-8151
愛媛県	愛媛県農業会議	089-943-2800	愛媛農政事務所	089-932-1189
高知県	高知県農業会議	088-824-8555	高知農政事務所	088-875-2151
福岡県	(財)福岡県農業振興推進機構	092-716-8355	福岡農政事務所	092-281-9966
佐賀県	佐賀県農業会議	0952-23-7057	佐賀農政事務所	0952-23-3136
長崎県	長崎県農業会議	095-822-9647	長崎農政事務所	095-845-7132
熊本県	熊本県農業会議	096-387-1508	九州農政局	096-353-7628
大分県	大分県農業会議	097-532-4385	大分農政事務所	097-532-6148
宮崎県	宮崎県農業会議	0985-29-6333	宮崎農政事務所	0985-22-3184
鹿児島県	鹿児島県農業会議	099-286-5815	鹿児島農政事務所	099-226-8590
沖縄県	沖縄県農業会議	098-867-7385	沖縄総合事務局	098-862-1459